

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
成田市	伊能四区地区	令和4年7月8日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	51ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	40ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	26ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・令和3年における農業者数は、家族経営13経営体。
- ・地区戸数49戸に土地持ち非農家が多く、13戸の農業者へ耕作を委託している。
- ・農業者の主体は70歳代で高齢化しており、そのほとんどに後継者がいない。
- ・このまま家族経営の農業では体力的に農業経営が困難になる農業者が発生し、5年後には区域内の水田全てを耕作することが困難になることが見込まれる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・伊能四区内の各農業者で分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ、認定農業者である中心経営体に集約することとし、将来的には集落営農組織に移行して農地の集約を担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

伊能四区地区は土地持ち非農家が多く、現在貸し付けしている農地が返されると困るので、安定した農地の貸付けを望んでいる。

また、高齢化した経営体が農業機械の更新時に離農し農地の貸付け者になると考えられる。

○農地中間管理機構の活用方針

伊能四区を一つの集落として、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手、受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産性向上や効率化に向けて農地の集積、集約化を図るため、面積の小さい田の畦畔を除去して複数枚の田を1枚にすることや1反歩の田を2反歩にするなど、必要に応じて可能な範囲で基盤整備に取り組んでいく。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	20 ha	水稻	30 ha	伊能四区
計	1人		20 ha		30 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。